

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(内閣府)

事業名	復興支援型地域社会雇用創造事業		担当部局庁	政策統括官(経済財政運営担当)	作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・平成24年度		担当課室	参事官(産業・雇用担当)	参事官 山下善太郎
会計区分	一般会計		施策名	緊急雇用対策の実施〔政策5. 経済財政政策の推進〕	
根拠法令 (具体的な条項も記載)	内閣府設置法第4条第3項第2号		関係する計画、通知等	「東日本大震災からの復興の基本方針」	
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援する。				
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「地域社会雇用創造事業」(平成21年度補正予算70億円)の実績を踏まえ、以下の事業を行う事業者を選定し、被災地での起業支援と復興に役立つ人材の育成を重点的に支援する。 ①社会起業インキュベーション事業 ・復興に資する被災地での起業を、外部有識者による審査委員会を選定し、社会的企業の起業を支援 ②社会的企業人材創出インターンシップ事業 ・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ人材育成を支援				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他(交付金)				
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計
	—	—	—	3,200	3,200
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標
			23年度	(24年度)	
	社会起業インキュベーション事業による起業支援者数	人		600	基金を民間団体等に交付及び進行管理 随時
	社会的企業人材創出・インターンシップ事業による研修受講者数	人		2000	
単位当たりコスト	356万(円/人)(社会起業インキュベーション事業) 51万(円/人)(社会的企業人材創出インターンシップ事業)		算出根拠	社会起業インキュベーション事業・社会的企業人材創出インターンシップ事業の事業費を目標人数で割ったもの	
事業所管部局による点検					
項目			内容		
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。			被災地での社会的企業の支援については、以下のとおり「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」に記載されており、整合性をとっている。 「復興への提言」Ⅱ第2章(4)② ② 産業振興による本格的雇用の創出 ・本格的な安定雇用は、被災地における産業の復興から生まれる。もともとこの地域の強みであった農林水産業、製造業、観光業の振興、再生可能エネルギーなどの新産業の導入などが、雇用復興の鍵。 ・復興した雇用が安定的であり、かつ労働条件の向上が期待できるものであるためには、産業復興が、より高い付加価値を生み出す方向に進化していることが必要である。その点で、地域の産業の高度化や新産業創出を担う人材の育成、職業訓練の充実などの取組を支援することも大切である。 「東日本大震災からの復興の基本方針」5(2)④(i) 5 復興施策 (2)地域における暮らしの再生 ④復興を支える人材の育成 (i)被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。		
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災地では、地域社会における課題が山積みとなっており、地域社会固有の課題を事業性を持って解決する社会的企業の起業支援と、社会的企業で活動する人材の育成への支援が必要。また、現行の地域社会雇用創造事業においても、多くの団体が被災地で事業を実施している中で、本事業への高いニーズが寄せられている。		
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			被災地における起業と雇用を創造するため、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の起業や「社会的企業」を担う人材の育成を支援することで、地域復興や被災者支援に直接役立つ。また、本事業終了後も、社会的企業の継続・発展が期待される。		
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			事業を行う民間団体等については、有識者により構成される選定・評価委員会において選定することとしており、その際、効率的に本事業を進めることができるかどうかという観点も含むこととしている。		

<p>国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。</p>	<p>国は、有識者により構成される選定・評価委員会において、事業実施者となる民間団体等を公募により選定し、当該民間団体等が本事業を行うこととしている。</p>
<p>他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。</p>	<p>本事業は、社会的課題を解決するための新規性のある事業を行う「社会的企業」の立ち上げ支援を行うという事業であり、他事業と整合的・計画的に実施することとしている。</p>
<p>事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。</p>	<p>これまでの事業の経験を踏まえ、補正予算成立後に速やかに実施することが出来るよう、既に準備を始めているところ。事業実施者となる民間団体等を、有識者により構成される選定・評価委員会において公募により選定することにより、透明性を確保するとともに、事業実施者と密な連絡を取り事業の進行管理を行う。</p>

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。